

# 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 公文書等管理部会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会公文書等管理部会を開催しました。

● 名称：第5回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会  
公文書等管理部会

● 日時：令和2年11月13日（金）午後1時30分～午後3時10分

● 場所：大津市京町四丁目1-1  
滋賀県庁本館 4-A会議室

● 議題：  
廃棄予定文書の歴史公文書該当性について

## 【審議の概要】

- ・ 公文書館の二次選別結果に対し委員から提出された質問等について、公文書館から回答を行った。
- ・ 公文書館からの回答を踏まえ、廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る審議会の意見について審議した。

## 【廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る審議会からの意見】

- (1) 公文書館が実施した二次選別結果で移管とされたものに加え、別紙一覧のファイルを公文書館に移管すべきである。
- (2) 二次選別結果については、滋賀県文書管理規程（昭和63年滋賀県訓令第5号）別表第4「保存期間満了後の措置の基準」に基づいて適正に判断されたものと認められるが、同表1に示された「基本的な考え方」の解釈においてやや狭く解する傾向がみられた。  
今後の運用においては、例えば、県の裁量の幅が小さい業務や毎年度実施する業務などに係る文書についても、社会的関心の程度や業務実施の実態を把握する観点等から移管の要否について検討されたい。
- (3) 保存期間が満了した文書の歴史公文書該当性を適切に検討する前提として、実施機関においては、今後、より内容を把握しやすいファイル名を付与するとともに、歴史公文書等に該当するようなファイルについて適切な保存期間が設定されるよう検討されたい。

● 会議の公開・非公開：会議は公開で行いました。